

## 想定される便益及び費用の基本的視点

### 便 益

#### 1. 内閣の人事管理機能の強化

- ・内閣総理大臣及び各府省大臣の使用者としての人事管理責任を明確化することにより、内閣全体として適切な人事管理を推進し、国民への説明責任を適切に果たすことができる。

#### 2. 高度化・多様化する行政ニーズへの円滑な対応

- ・社会経済情勢の変化や国民ニーズの多様化・高度化に迅速かつ的確に対応し、内閣主導による各府省一体となった諸施策の実現を図るため、労使関係の自律性を確立し、弾力的かつ柔軟な任用・給与制度を整備することにより、能力実績主義に基づく抜擢人事、多様な人材の登用、適材適所による思い切った人事配置をすることができる。

#### 3. 職員のモラルの向上と人材の確保

- ・労使が勤務条件や勤務環境について向き合う機会が増えることで、職員の意向やニーズも踏まえた任用・給与制度の整備、勤務環境の改善、在庁時間・超勤時間の縮減等により職員士気向上を図り、組織パフォーマンスの向上を図るとともに、優秀な人材を確保することができる。

#### 4. 国民に理解される労使関係の確立

- ・国民に開かれた労使交渉システムを整備し、労使関係の透明性を高めることにより、労使の社会的責任の自覚を促すとともに、給与等の勤務条件や公務能率等に関する国民の理解を深めることができる。

#### 5. 行政改革への対応と総合的な人事政策の推進

- ・厳しい財政状況の下において、行政の遂行に当たり、最小の費用で最大の効果を発揮するため、行政執行体制について不断に見直す必要がある。また、一方では、定年まで勤務できる環境の整備、定年延長も視野に入れた年金と雇用を接続するための方策が課題であるが、これらの課題に対し、自律的な労使関係の下、総人件費管理による人件費の増嵩の抑制を図ることができる。

## **費用**

### **1. 交渉に係るコストの増大**

- ・協約締結権の付与に伴い、交渉のための人員の増加や、交渉回数が増加が見込まれる。

### **2. 交渉不調の場合の調整のコストの発生**

- ・協約締結権の付与に伴い、仲裁等の交渉不調の場合の調整が、新たに必要になる。

### **3. 人件費の増大のおそれ**

- ・給与の決定が人事院勧告に基づくものから当局と職員団体との間の交渉により決定されることになり、交渉結果によっては人件費の増加や職員間の給与水準の不均衡が生ずる可能性がある。

### **4. 交渉における参考指標としての調査コストの発生**

- ・交渉を行うにあたって、人事院勧告に代わる給与の基準を独自に把握することが必要になる。

※調査の内容を現行より簡素化することは考えられる。

### **5. 引き続き労働基本権を制約される職員の給与決定コストの増大**

- ・自衛隊員など、現在、勧告を参考に給与を決定している職員について、勧告や給与調査という指標がなくなる場合には、給与決定コストが増大することが懸念される。

※交渉により給与決定される職員に準拠して決定することにより、コストの増大を抑制することは考えられる。

(注)・ 以上の便益及び費用は、一般論として想定されるものであり、新たな労使関係制度の設計内容により、便益及び費用とも、それぞれプラス面、マイナス面に作用する可能性はある。  
また、新たな労使関係制度への移行期においては、便益が現れにくい、あるいは本来よりも費用が増えるということがある。

- ・ 便益及び費用については、両者を相対的に見て意味があることに留意しつつ、議論する必要がある。
- ・ 公務の特殊性を考慮すれば、財政民主主義、勤務条件法定主義等の観点から、国の政策遂行に関して国会が適切に関与する必要があることにも十分留意する必要がある。